

様式第 1 号（別紙 1）

地方就職支援金の交付申請に関する誓約事項

- 1 岐阜県地方就職学生支援事業に関する報告及び立入調査について、岐阜県及び下呂市から求められた場合には、それに応じます。
- 2 以下の場合には、岐阜県地方就職学生支援事業における下呂市地方就職支援金交付要綱（以下、交付要綱という。）に基づき、地方就職支援金の全額又は半額を返還します。
 - （1）申請日から 1 年以内に交付要綱第 4 条の要件を満たす就職先へ就職しなかった場合：全額
 - （2）申請日から 1 年以内に、下呂市に転入しなかった場合：全額
 - （3）雇用開始日から 1 年以内に職を辞した場合（ただし、退職日から 3 ヶ月以内に交付要綱第 4 条の要件を満たす県内の別の就職先に就職する場合を除く）：全額
 - （4）転入日又は雇用開始日のいずれか遅い日から 3 年未満に市外に転出した場合：全額
 - （5）転入日又は雇用開始日のいずれか遅い日から 3 年以上 5 年以内に市外に転出した場合：半額
 - （6）虚偽の申請であること、居住や就業の実態がないこと等が明らかとなった場合：全額